

みんなで循環・共生を進めるまちにする

1 循環・共生を進めるための基礎を整える

基本目標	環境指標	定義	環境指標にかかる目標(平成22年度)
1 1 1	1 - 「日常生活で常に環境配慮を意識する」区民の割合	区民意識意向調査または区政モニターアンケート調査において日常の環境配慮に関する意識を問う設問の回答を集計	37% 30.9% (17年度区民意識意向調査)
	1 - エコライフチェック固定10項目の実行率(普段の日)	エコライフチェックの10の環境配慮項目(22年度まで固定)について参加者の実行率を平均	77% 66% (18年度エコライフチェック)
	1 - ねりまエコ・アドバイザーが関わった環境保全関係事業の年間実施数	ねりまエコ・アドバイザーが企画・運営・協力などの形で関与した区の環境保全事業や学校等での環境教育の数(エコアドバイザーアンケートで集計)	19年度調査結果を踏まえて設定 18年度分調査中
	1 - ホームページ「ねりまのかんきょう」の年間アクセス数	ホームページ「ねりまのかんきょう」の年間アクセス数をカウント	181,300 ヒット 139,510 ヒット(17年度)

(1) 施策を着実に進める仕組みを充実する

< 環境保全に関する枠組みを適切に運用する >

- ・ 練馬区環境審議会とともに区の環境施策の検討を進めるなど、環境基本条例の仕組みを活用していきます。環境審議会のあり方については、区の環境施策の推進により効果的な方向を目指して研究を進めます。
- ・ 環境基本計画をはじめ、環境学習推進計画など、環境保全に係わるさまざまな分野の計画を、区民の声を聴きながら策定、改定し、方針を明確にして計画的、体系的な施策の推進を図ります。
- ・ 環境指標を活用した区民参加型の計画管理を検討します。
- ・ 地球温暖化防止を推進するための区民基金の創設や協議会の設置について、検討します。

< 環境保全に関する計画を再構築する >

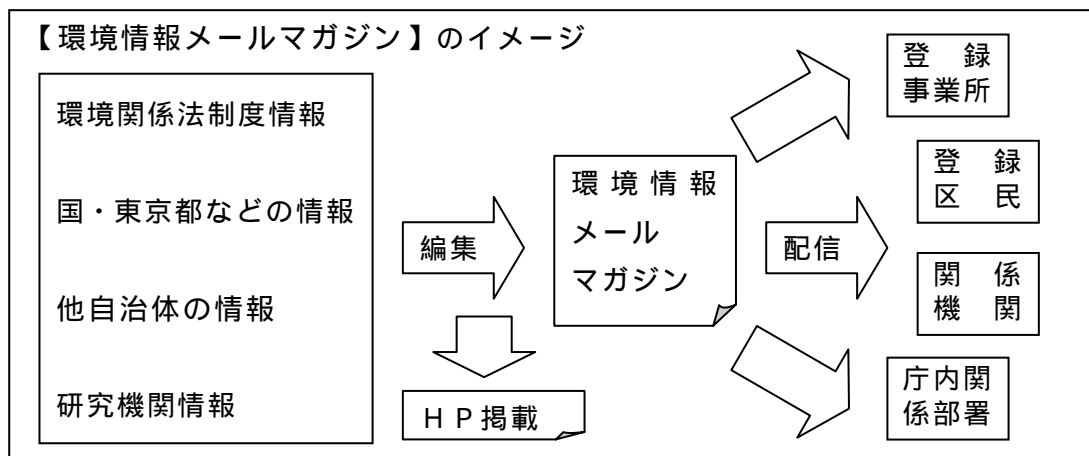
- ・ 環境保全に係わる計画がさまざまに策定され、一部に役割や位置づけの重複

などが見られることから、これらの計画の整理統合について検討します。

(2)環境意識を高める

< 環境情報を的確に提供する >

- ・ 極めて多種多様な環境保全に係わる情報を的確に入手、整理して、分かりやすく区民・事業者提供します。提供に際しては、区報、冊子等もとより、インターネットホームページ「ねりまのかんきょう」を充実して利用しやすくするとともに、新たに環境情報メールマガジンの発行を検討します。



- ・ 環境基本条例に基づく環境報告書「ねりまのかんきょう」を分かりやすく再編集して「練馬区環境白書」とし、定期的に発行します。
- ・ (仮称)ねりま環境の日の制定について検討します。
- ・ 区民とともに、環境・リサイクルフェア、環境月間行事、グリーンフェスティバル等のイベントを開催するとともに、各種講演会や講座を実施します。また事業者向けの環境講座・講演会を拡充します。

< 環境学習をさかんにする >

- ・ 「(仮称)練馬区環境学習推進計画」を策定し、庁内をはじめ、区民、事業者、学校などと協力して、体系的に環境学習の推進を図ります。
- ・ ねりま環境カレッジによるねりまエコ・アドバイザーの育成、農作業ボランティアの育成などを行います。
- ・ ねりまエコ・アドバイザー、緑化協力員、農作業ボランティアなどの活動を支援するとともに、その活動をホームページ等の区の広報媒体、区のイベントなどにおいて、区民等に紹介します。

- ・ こどもエコ・クラブの活動支援や環境作文コンクール等を通じて、子どもの環境意識を高め、またその活動を促進します。

こどもエコクラブ = こどもが誰でも参加できる環境活動クラブで、環境省が応援しています。平成 18 年度は、全国で約 4,800 クラブ、14 万人の子どもたちが登録・活動しました。練馬区では、18 年 3 月現在 28 クラブ、457 人の子どもたちと 82 人のサポーターが参加しています。

「こどもエコクラブ」は、2 人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える 1 人以上の大人（サポーター）で構成されます。環境省と練馬区では、平成 7 年度から「こどもエコクラブ」事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。



こどもエコクラブイメージキャラクター「エコまる」と「アース軍団」

- ・ ねりまエコ・アドバイザーなどの区民を総合的な学習の時間等の講師として紹介・派遣するほか、環境教育の実施に有用な情報・素材（エコライフチェック事業や区民と見つけるねりまの自然（生態系調査）などの成果）の提供、みどりのカーテンやビオトープなど環境教育に利用できる設備の整備、食育の支援など、多様なプログラムを用意して、小中学校等における環境教育の推進に協力します。
- ・ 環境教育の具体的な実践について研究を行う、区立小中学校の教員による「環境教育実施協議会」の活動と連携して、環境教育の内容を研究します。

(3) 区民・事業者と一しょに取り組む

< 区民・事業者主体の活動と協働する >

- ・ ねりまエコ・アドバイザーや緑化協力員などの区の制度を活用して環境活動を行っている区民、練馬環境清掃推進連絡会、リサイクルセンターの指定管理者となる団体（練馬関町リサイクルセンター活動機構や練馬環境学習交流機構）区民環境行動連絡会に参加する各団体をはじめ、さまざまな区民および団体と連携・協力し、環境学習、普及啓発等の事業の企画運営を進めます。
- ・ 関係者と協力して、ねりまエコ・アドバイザー、緑化協力員、農作業ヘルパーなどの育成に努めます。

- ・ 区民・事業者が主体となる環境保全を広げるための活動については、必要な支援を行います。また、今後区民・事業者が自らの環境行動に関する計画を策定する場合は、情報の提供、連絡調整などにより、策定作業が円滑に進むよう支援します。
- ・ 東京あおば農業協同組合など、さまざまな事業者団体と協力し、環境保全の取り組みを進めます。
- ・ 大学などと連携して環境教育などを行うプログラムについて検討します。

< 環境保全活動の拠点を整える >

- ・ リサイクル活動をはじめとして、区民が取り組む環境保全の普及等に関する活動を行う拠点として、区立リサイクルセンターを整備し、開設します。また、リサイクルセンターの機能拡充を検討します。

(4)自主的な取り組みを後押しする

< 環境保全行動を進めるための条件を整備する >

- ・ 区民・事業者が自主的に省エネルギー、リサイクル、緑化などの取り組みを進めるにあたり、必要に応じ、区がシステムの構築に関する支援を行ってその取り組みの促進を図ります。
- ・ 区民が先進的な取り組みを行うにあたって、費用面で大きな支障があるときは、国や東京都などの動向を見ながら、必要に応じ、区が助成等の支援を行います。

【現在実施している主な助成事業】19年3月現在

- ・ 住宅用太陽光発電設置、家庭用燃料電池装置設置
- ・ 集団回収（報償費）
- ・ ボランティア清掃活動、美化団体（清掃用具提供）
- ・ 生け垣化・屋上緑化助成
- ・ 雨水浸透施設整備助成

(5)広域的な連携を推進する

< 国・東京都・他区市町村等と連携する >

- ・ 地球環境問題やヒートアイランド現象、大気汚染や水質汚濁など、広域的な環境問題を中心に、国・東京都との連携をより強化し、また分担をしながら、環境保全の推進を図ります。
- ・ 都内 62 区市町村が協力して進める“オール東京 62 市区町村共同事業「みど

り東京・温暖化防止プロジェクト」”に積極的に参加します。

<p>【オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」】</p> <p>東京都内の 62 の市区町村が連携・共同して、みどり保全や温室効果ガス排出削減の取り組みを進めることにより、各自治体、地域の特性に応じた自然環境保護や温暖化防止対策をさらに推進しようとするものです。</p> <p>19 年度は、次のような事業を予定しています。</p> <p>みどり東京・温暖化防止キャンペーン</p> <p>共通ロゴやポスター等を活用した市区町村の連携による広報啓発活動等</p> <p>みどり体験交流事業</p> <p>みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成事業</p> <p>温室効果ガス標準算定手法の共有化の推進</p> <p>情報提供システムの構築</p> <p>市区町村職員共同研修</p>
--

< 環境保全に関してさまざまな主体と連携する >

- ・ 情報交換等を通じ、研究機関、大学、NPO などと連携して環境保全の推進を図ります。

2 区が率先して環境保全に取り組む

基本目標	環境指標	定義	環境指標にかかる目標(平成 22 年度)
1 2 区の政策形成や事務事業における環境配慮が強化され、着実に進んでいる	2 - 区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)	環境マネジメントシステムに基づく各部署からの報告により電気、ガスなどの使用量(活動量)を算出し、CO ₂ 排出量に換算	37,971t(17 年度)の概ね 1%以上削減 37,971t(17 年度)
	2 - 庁有車に占める八都県市指定低公害車の割合	環境マネジメントシステムに基づく各部署からの報告により庁有車に占める八都県指定低公害車の割合を把握	ごみ収集車 100% その他の自動車 80% 65%(17 年度)

(1)環境を大切にして区の仕事を進める

< 区の仕事・施設における環境配慮の質を高める >

- ・ 区を行うさまざまな事務事業において、各職員、各職場において工夫しながら、環境への配慮を重視して企画や事業運営を行います。
- ・ 区立施設の建設や改築、改修にあたっては、緑化、雨水浸透、公害防止、リ

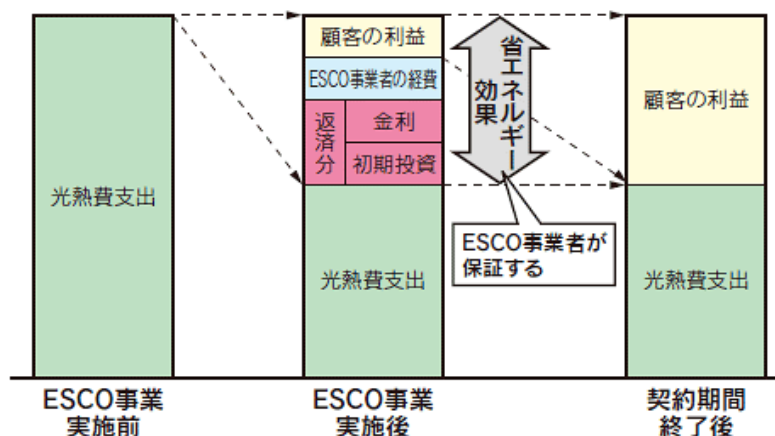
サイクルなどの環境配慮に率先して取り組みます。

- ・ 「区立施設改修・改築計画」との整合を図りながら、ESCO 事業の活用による省エネルギー改修を進めるとともに、(仮称)区立施設改修等省エネルギーガイドラインを策定して、区立施設の省エネルギー対策を進めていきます。

【ESCO 事業とは】 E S C O = Energy Service Company

ESCO 事業とは、省エネルギーを民間の企業活動として行い、顧客にエネルギーサービスを包括的に提供するビジネスです。ESCO 事業を行なう事業者のことをESCO 事業者と呼びます。

ESCO 事業者は顧客に対し、工場やビルの省エネルギーに関する診断をはじめ、方策導入のための設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金の調達などの包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー改修工事を実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証します。このとき、ESCO 事業者は、顧客の省エネルギー効果(メリット)の一部を報酬として受取ります。ESCO 事業のメリットとしては、「新たな負担を必要としない」「ESCO 事業者が省エネルギー効果を保証する」などが挙げられます。



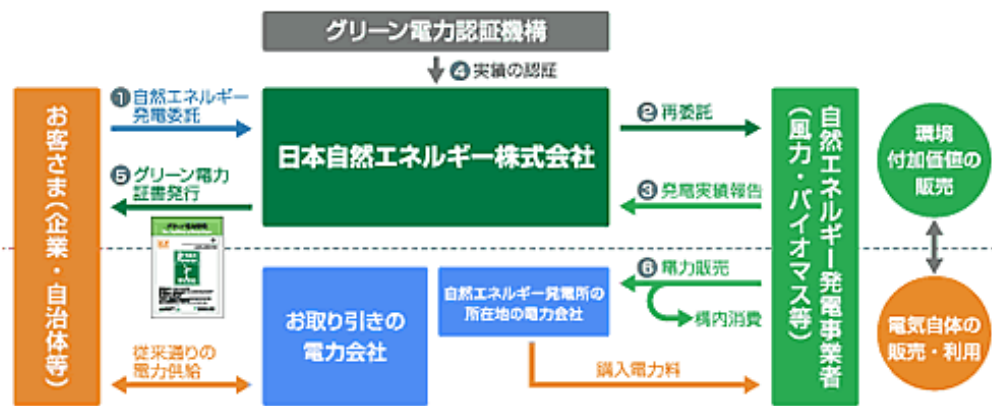
出典：省エネルギーセンターHP

- ・ 施設の用途、規模等を勘案しながら、太陽光発電等の新エネルギー設備のモデル的な導入や、グリーン電力証書制度の活用による自然エネルギーの利用拡大についても検討していきます。

【グリーン電力証書制度とは】

企業や自治体が、太陽光や風力などの自然エネルギーを利用して発電した電気を使おうとする場合、通常は、みずから太陽光発電や風力発電等の設備を設置するか、自然エネルギー発電施設から電気を買うことになります。

これだけでは、自然エネルギーによる発電が広がっていくことが難しいため、『自然エネルギー電気の持つCO₂削減等の「環境的な付加価値」に対して対価を支払ってくれる人を、その自然エネルギーによる電気を使っていると見なす』というルールが生まれました。このような形で自然エネルギーの利用を行っていることを証明するものが、『グリーン電力証書』です。具体的には、次の図のような仕組みで、自然エネルギー発電の委託、発電実績の報告と認証、証書の発行等が行われます。



※電力供給に関する電力会社との契約とは切り離して、自然エネルギー発電の実施のみを日本自然エネルギー株式会社に委託します。

企業・自治体等が、日本自然エネルギーに自然エネルギーによる発電を委託

日本自然エネルギーは、グリーン電力認証機構の設備認定を得た自然エネルギー発電事業者に発電を再委託

自然エネルギー発電事業者は発電の実績(環境を改善した実績)を日本自然エネルギーに報告

日本自然エネルギーは報告を受けた発電実績をグリーン電力認証機構に申請し、認証を受ける

日本自然エネルギーはお客さまに発電実績、発電期間等を記した「グリーン電力証書」を発行

企業・自治体等が発電実績に応じて、委託費を支払

自然エネルギー発電による電気自体は、地域の電力会社へ売電または発電事業者自ら使用されます。

図と説明：日本自然エネルギー(株)HP より

http://www.natural-e.co.jp/green/how_about.html

- ・ 区立施設の総合的な環境配慮のあり方や手法について研究を行います。

< 区の仕事・施設における環境配慮を着実に進める >

- ・ 「練馬区役所地球温暖化対策プラン」等により、区の事務事業における環境配慮を計画的に推進します。

地球温暖化対策プラン = 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて、地方自治体等が、その事務事業の実施に伴う温室効果ガス(二酸化炭素など)の排出の抑制に関して策定する実行計画。

練馬区では、平成13年6月に第1次実行計画である「練馬区環境配慮実行計画」を策定。平成19年3月に第2次実行計画として、「練馬区役所地球温暖化対策プラン」を策定。地球温暖化対策プランでは、平成22年度において、区の事務事業に伴って排出される温室効果ガス総排出量を、平成17年度より概ね1%以上削減することを目標としています。

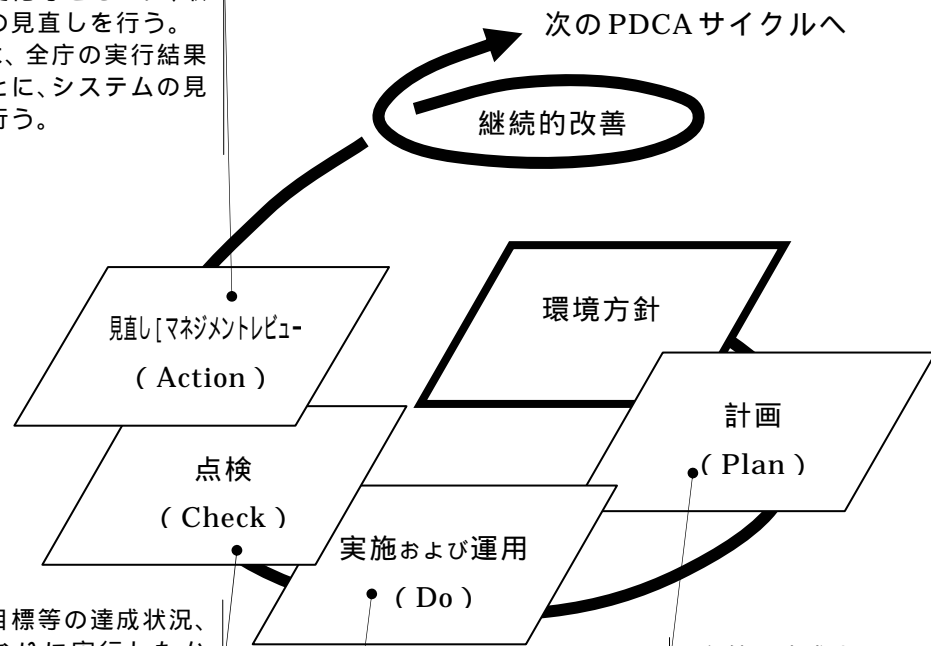
- 環境マネジメントシステムの的確な運用により、区の事務事業における環境配慮の着実な推進を図ります。平成 19 年度には、区が取得している ISO14001 認証の更新を目指します。

【練馬区における環境マネジメントシステムの考え方】

練馬区は、率先して環境に配慮した行動を進めるため、ISO 14001 (ISO = 国際標準化機構) の認証を取得し、環境マネジメントシステムを運用しています。環境マネジメントシステムとは、環境保全と汚染の予防を目的として、「企業や自治体などの組織が環境に与える影響を継続的に改善するための仕組み」をいい、計画(Plan) 実施および運用(Do) 点検(Check) 見直し(Action) からなります。

この仕組みを、国際標準の規格として定めたものが、ISO 14001 です。PDCA のサイクルを活用した継続的な改善の仕組みを次図に示します。

- 各部署において、実行結果や内部監査の結果、社会情勢の変化等をもとに、取り組みの見直しを行う。
- 区長は、全庁の実行結果等をもとに、システムの見直しを行う。



- 目的・目標等の達成状況、手順どおりに実行したかどうか、監視測定の結果等を記録・点検する。
- 目標未達や規制基準超過等の不適合状態を未然に防止し、是正措置を施す。環境マネジメントシステムの運用状況を内部監査する。
- また、PDCA サイクルが有効に機能しているかどうか、専門の審査機関による審査(外部審査)を受ける。

- 計画を実行する。定めた手順を確実に運用する。(取り組み内容については記録する。)

- 方針を達成するために、環境目的・目標・プログラム(実施計画)を定める。
- 必要に応じて、取り組み手順を定める。

練馬区では、この環境マネジメントシステムにより、区長の定めた環境方針に基づき、職員の一人ひとりが、環境に配慮した業務を行っています。そしてその着実な推進のため、システムの運用状況について、区職員によるチェックを行う(内部監査)とともに、毎年外部の審査機関による審査を受け、ISO 14001の認証を維持するよう努めています。

平成 16 年 4 月からは、区立小中学校および幼稚園も環境マネジメントシステムの運用を開始し、同年 11 月には学校・幼稚園へも ISO 14001 の認証範囲を拡大しました。これにより、区が管理運営するほぼすべての施設(指定管理者施設を除く)で、環境マネジメントシステムを活用した環境配慮行動に取り組んでいます。

- ・ 環境保全の取り組みに関する職員研修を行い、環境配慮の着実な推進に役立っています。